

年 月 日

保護者 様

聖籠町立聖籠中学校  
校長 丸田 磨里

### 出席停止について

お子さんの病気は、学校保健安全法第 19 条により、出席停止となります。登校する際には、下記の登校許可証を医師から記入していただき、学級担任へ提出してください。

#### 【学校感染症の出席停止の期間】

##### (第 1 種) 治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎 (ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、特定鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9)、中東呼吸器症候群 (MERS)

##### (第 2 種) 期間の基準が定められている感染症

- インフルエンザ…発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
- 百日咳…特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹…解熱した後 3 日を経過するまで
- 風疹…発疹が消失するまで
- 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) …耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 水痘 (水ぼうそう) …すべての発疹が痂皮化 (かさぶた) するまで
- 咽頭結膜炎 (プール熱) …主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
- 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎…病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

##### (第 3 種) 症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 (感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症など)

.....

#### 登校許可証

聖籠中学校 年 組 生徒氏名 ( )

診断名 診断年月日 年 月 日

上記の疾病は、軽快しており感染の恐れがないため、年 月 日より登校を許可いたします。

年 月 日

医療機関名

医師名